

保育者が知っておきたい学校伝染病

集団生活の場では感染症が流行しやすいことから、昭和33(1958)年、学校での健康管理について「学校保健法」が制定されました。このなかで、「学校において予防すべき伝染病」として定められたものが学校伝染病です。

完全に治癒するまで出席停止になる第1種、子どもがかかりやすい感染症で流行する可能性の高い第2種、流行する可能性のある第3種の3つに分けられています。なかには、最近はほとんど流行することのないものもありますが、知識としておさえておきましょう。

第1種

完治するまで登園停止となります。どれも怖い病気ですが、ほとんどの病気は流行例はありません。

エボラ出血熱	南米出血熱	ラッサ熱	重症急性呼吸器症候群※1
クリミア・コンゴ出血熱	ペスト	急性灰白髄炎	鳥インフルエンザ※2
痘そう	マールブルグ病	ジフテリア	

※1 病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る

※2 病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る

第2種

集団生活で流行する可能性の高いものです。ほかの子にうつさないことはもちろん、その子自身がほかの病気を併発しないために、決められた期間は休む必要があります。

インフルエンザ※1	発症後5日を経過し、かつ、熱が下がってから2日(幼児は3日)経過するまで登園停止
水ぼうそう(水とう)	発疹がすべて消え、かさぶたになるまで登園停止
はしか(麻疹)	熱が下がってから、3日経過するまで登園停止
おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫れの発現後5日経過し、かつ、全身状態が良くなるまで登園停止
風疹	発疹が消えるまで登園停止
百日ぜき	特有のせきがなくなる、または5日間の適正な抗菌薬療法が終わるまで登園停止
プール熱(咽頭結膜熱)	症状が消えてから2日経過するまで登園停止
結核	医師が伝染のおそれないと認めるまで登園停止
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が伝染のおそれないと認めるまで登園停止

※1 鳥インフルエンザ(H5N1)を除く

第3種

病気に応じて、医師が感染のおそれないと認めるまで登園を停止したり控えてもらい、流行をくいとめましょう。

コレラ	完治するまで登園停止が望ましい
細菌性赤痢	完治するまで登園停止が望ましい
腸管出血性大腸菌感染症(o-157)	医師が伝染のおそれないと認めるまで登園停止
腸チフス、パラチフス	完治するまで登園停止が望ましい
流行性角結膜炎	医師が伝染のおそれないと認めるまで登園停止
急性出血性結膜炎	医師が伝染のおそれないと認めるまで登園停止
その他の感染症 (手足口病、溶連菌感染症など)	医師の判断により、登園